

第1号様式（第5条関係）

上越市子育て世帯移住・就業支援金支給申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

次のとおり上越市子育て世帯移住・就業支援金の支給を申請します。

1 申請者

フリガナ							性 別			
氏 名							生年月日	年 月 日		
住 所	〒						電話番号			
メールアドレス										
支援金振込先 （申請者名義）	金融機関名							支店名		
	口座番号							口座種別	当座 普通	
	（フリガナ） 口座名義人									

2 支援金の内容（該当する欄に○を記入してください。）

支援金の種類		就 業	同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない。）	人
		テレワーク		
		関係人口	上記家族のうち18歳未満の家族の人数	人
		起 業		

3 転出元の住所

住 所	〒
-----	---

4 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署		
住 所	〒	
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()	

5 各種確認事項（各項目の該当する□にレ点を記入してください。）

確認項目	確認欄	
支援金支給の審査のため 課の職員が住民基本台帳を閲覧することを承諾します。	はい ☐	いいえ ☐
上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約 (1) 支援金を暴力団の活動に使用しません。 (2) 支援金の支給により暴力団に対し利益を供与することはありません。 (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、支援金の支給の決定を取り消され、又は支給を受けた支援金を返還することを承諾します。	はい ☐	いいえ ☐
支援金の支給申請に関する誓約 1 上越市子育て世帯移住・就業支援金支給要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、当該事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び上越市から調査を求められた場合には、それに応じます。 2 次の場合には、要綱第6条の規定に基づき速やかに上越市に報告し、要綱第7条の規定に基づき支援金の全額又は半額を返還します。 (1) 虚偽の内容で申請を行っていたことが判明した場合 全額 (2) 支援金の申請日から3年未満に本市以外の市区町村に転出した場合 全額 (3) 支援金の申請日から1年以内に新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業実施要領第4の(1)のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当した場合 全額 ア 就業に関する要件を満たす職を辞した場合 イ テレワークに関する要件を満たさなくなった場合 ウ 関係人口に関する要件を満たさなくなった場合 (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合 全額 (5) 支援金の申請日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合 半額	はい ☐	いいえ ☐
支援金の申請日から5年以上継続して、上越市に居住し、かつ、就業・起業する意思があります。	はい ☐	いいえ ☐
（就業の場合のみ） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う人との関係について、3親等以内の親族に該当しません。	はい ☐	いいえ ☐
（テレワークの場合のみ） (1) 所属からの指示ではなく、本人の意思により上越市でのテレワークを行っています。 (2) 移住先では、週20時間以上テレワークを実施し、恒常的な勤務先への通勤はありません。	はい ☐	いいえ ☐
子育て世帯移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い 新潟県及び上越市は、子育て世帯移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。 また、新潟県及び上越市は、当該個人情報について、新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業の円滑な実施のため、他の市区町村に提供し、又は確認をする場合があります。	同意する ☐	同意しない ☐

6 添付書類

【全員が必要となる書類】

- ☐ 身分証明書の写し（写真付きのものに限る。）
- ☐ 移住元及び子育て世帯に関する要件を満たすことを確認することができる住民票除票の写し

【該当する要件ごとに必要な書類】

<就業をする場合>

- ☐ 就業先の就業証明書

<テレワークをする場合>

- ☐ 所属先の就業証明書

<関係人口に該当する場合>

- ☐ 関係人口であることを証する書類

<起業をする場合>

- ☐ 起業支援金の交付決定通知書の写し